

特集 1 まちづくりと子ども参加

昨年、18 歳選挙権が実施されて、そのベースとなる経験として子ども、若者の地域参加、社会参加が注目されています。

とくに、子どもの権利条約に依拠したまちを創っていくという自治体の取り組みの中で、全国的に「子どもにやさしいまちづくり」が進められてきました。最近では、子どもの権利条例がつけられてきた地域を中心にして、子ども参加によるまちづくりの活動が進展しています。今回、典型的な活動例として、多治見市、川崎市、茅野市、豊田市、松本市の子ども会議の活動を紹介しておきたいと思います。（編集部）

たじみ子ども会議

「自分の思っていることを言える」

加藤 曜子（多治見市くらし人権課）



はじまりは「たじみ子ども議会」

1994 年に日本が「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）を批准し、多治見市では、子どもの権利条約の趣旨を踏まえた市政の必要性を意識し、1996（平成 8）年度から子どもの意見表明や市民参加を重視し、様々な取り組みを実施しています。

子どもの権利条約のなかの一つ「子どもが意見表明をする権利」を保障するとともに、市民の一員である子どもの意見を市政に反映させる目的で、1999（平成 11）年度に「たじみ子ども議会」を開催しました。また、子ども議会の関連事業として、子どもの権利に関する講話などを盛り込んだ子ども議会フォーラムやグループ別会議などを開催し、子ども

NEWS LETTER No.127 CONTENTS

特集 1 まちづくりと子ども参加

- 多治見市・たじみ子ども会議「自分の思っていることを言える」……………1
- 川崎市・川崎区子ども会議
「俺さー、引きこもりでさ…この前のキャンパー すげー楽しかった」…3
- 茅野市・ぼくらの未来プロジェクト
「愛してるぜ茅野ミーティングー子ども会議から実践団体へ」……………4
- 豊田市・子ども会議
「子ども会議で自分のまちを変えていく」……………5
- 松本市・子ども未来委員会
「市長へ提言、新たな疑問も」……………6

特集 2 子ども法をめぐる今日的動向

- 普通教育機会確保法の成立 ……………7
- いじめ防止対策推進法施行 3 年後の見直しと
いじめ防止等対策の課題 ……………8
- 第 4 回アジア子どもの権利フォーラム・インドネシア ……………9

連載企画 市民活動の「初めの一步」第 23 回

- 子どもの権利が守られるまちづくりをめざして
子ども NPO センター福岡のとりくみ ……………10
- 基礎講座ノート ……………11
- 「条約」フォーラムコーナー ……………12

が行政とともに市政を考える場の出発点になりました。「たじみ子ども議会」は、翌年度から名称を「たじみ子ども会議」と変更し、現在まで継続して年に1回開催しています。途中、2003(平成 15)年度には「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定し、条例の第 11 条で、子どもがまちづくりや市政などに意見を表明し、参加できるようにするための制度として、たじみ子ども会議について規定しています。

「たじみ子ども会議」と子どもスタッフ

2000(平成 12)年度には、「たじみ子ども会議子どもスタッフ」(以下「子どもスタッフ」という。)を結成しました。スタッフ会議は毎月1回開催し、子ども会議のテーマや当日の進め方などについて話し合い、子どもが直接会議に関わっています。

2017(平成 29)年1月末時点では、小学5年生から高校3年生までの31名が登録しています。本人が希望すれば、高校を卒業するまでスタッフとして登録することができるため、小学生でスタッフになり、高校卒業まで活動を継続する子どもも珍しくありません。

子どもスタッフになった理由は様々ですが、「学校や年齢の違うスタッフと話しができて、楽しそうだったから」が最も多く、次いで「多治見市のまちづくりや市の制度等に、子どもの意見を聞いてほしいから」となっています。なかには、「友だちに誘われたから」、「親に行くように言われたから」というスタッフもいます。

スタッフ同士で意見が合わないことなどもありますが、活動を通じ、子どもたちの目を見張るような成長に驚かされることもあります。



子ども会議の現状

2016(平成 28)年11月20日の「たじみ子どもの権利の日」に第19回たじみ子ども会議～あつまれ たじみっ子！君ならどんな公園にしたい？～を開催しました。ここ数年、子どもスタッフ以外の子どもの参加が少なく、会議のテーマが原因の一つではないかと考え、誰でも意見が言えるような簡単なテー

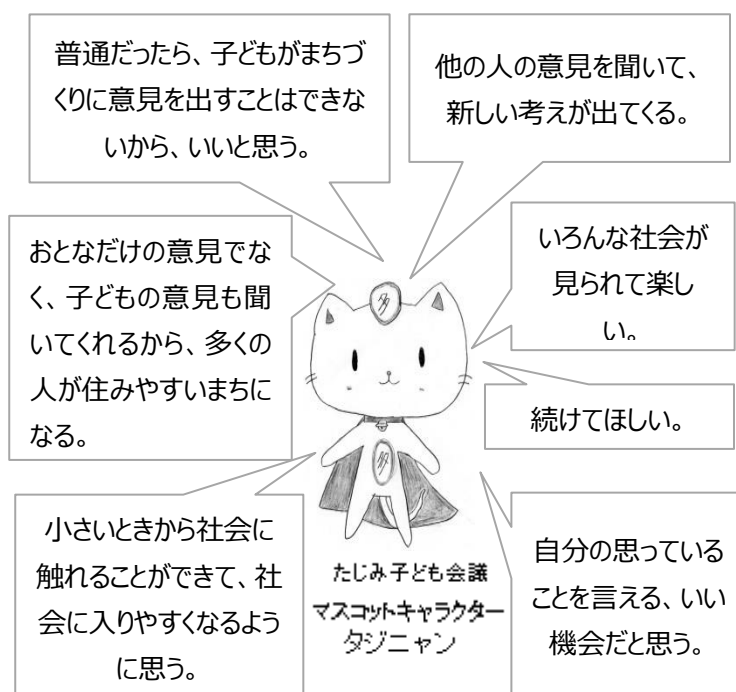
ーマにしようと、公園について話し合うことにしました。しかし、今年度は子どもスタッフ以外の子どもの参加がなく、子どもの参加者の増加が課題となっています。

意見の尊重

たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。市は会議から出された意見を検討し、必ず、回答します。検討の結果、会議から出された意見が取り入れられたことは、これまであまりありません。それでも、子どもスタッフの多くは「意見を聞いてもらえなくても、自分たちの意見を言うことが大切」と考えているようです。

子どもスタッフの声

子どもスタッフに、子ども会議についてどう思うか聞いてみたところ、



などの意見が出ました。

これから子ども会議

子どもスタッフ以外の子どもの参加、広報の方法、市のまちづくりへの会議の意見の反映など課題はあります。しかし、子ども会議は子どものまちづくりへの意見表明・参加の権利を保障するために必要な機会だと考えています。また、2015(平成 27)年度に実施した子どもの権利に関するアンケート調査では、子どもの権利のなかで子どもが特に大切だと思っていることは「自分の考えをいつでも自由に言えること」でした。このような子どもの声に応えるためにも、子どもたちと工夫しながら、さらに取り組みを進めていきます。

「俺さー 引きこもりでさ・・・この前のキャンプー すげー楽しかった」

宮越 隆夫（川崎区地域教育会議 子ども会議担当）

「俺さー 引きこもりでさー 学校へもほとんど行ってなかったんだけどこの前のキャンプがさー すげー楽しかった・・・」

毎年行ってきた子ども会議の夏のキャンプを振り返る会で、中一の男子が固い口を開いてようやく発した言葉です。参加のみんなが一言ずつ感想を言う中、なかなか場に溶けこまず話そうとしなかった彼の突然の発言に、その場に居合わせた大人も子どもたちからも強い視線が！そして彼が話し終わった後、思わず大きな拍手が沸き上がった。

キャンプの間中、何かと小学生にちょっかいを出してみんなに迷惑がられていた彼。もう子ども会議には来ないだろうという大方の予想を裏切って彼は「会議」に来了。そして私たちは彼のこの発言を聞くまで彼が不登校だったということを知らなかったのです。これは一種のカミングアウトでした。

その後、彼はほかの誰よりも月 2 回程度開催する活動日には姿を見せました。そのうち学校長と会ったとき「〇〇君は子ども会議のキャンプに行きたくて学校に来るようになったよ」ということでした。

川崎区子ども会議はここ 16 年続けて夏にキャンプを行ってきました。小中学生を対象に希望者約 40 名、おとなの担当者と高校生以上のサポーター約 20 名の構成です。

川崎市の八ヶ岳少年自然の家（長野県富士見町）を宿所にして 3 泊 4 日、大自然の中、都会では味わえない新鮮な体験を繰り広げてきました。

秘密基地 穴掘り 泥んこ遊び 星の観察 ナイトハイク 肝試し 農業体験 林の中でのオリジナルゲーム ちょっとした登山 ハンモック ツリーハウス ツリークライミング「テーマ：逃走中」や「テーマ：じっとしている」まで敷地内一帯が冒険遊び場のごとくです。多様な自然体験で子どもたちは本来の子どもらしい活力を取り戻します。最初は様子うかがいながらおずおずと、そして時間の経過とともに縮こまっていた感性が解放されます。ついには内緒で持ってきたゲーム機が打ち捨てられ状態となります。

キャンプの締めくくりには感じたことを個人新聞の形にして表現します。一番苦手な表現活動ですが、このタイミングではブーイングはほとんど出ません。私たち、子ども会議の担当者はこうした活動を通して、子どもたちとの信頼関係を築きます。そうしたうえで、体は小さいが感性豊かなパートナーとして川崎の街を考える活動を進めたいと思っています。きちんとした形を持った意見や表現だけでなく、つぶやきにも似た子どもの自然な声もキャッチしたいと考えています。

川崎区子ども会議（7 行政区子ども会議のひとつ）は 1994 年に始まる

川崎市の子どもの会議の起源は 1994(平成 6 年)の子どもの議会にあります。川崎市内 7 行政区の子ども会議もこの年に子ども会連盟が主催して行われました。この年は日本が子どもの権利条約を批准した年でもあります。1996（平成 8）年からは地域教育会議の中の一

業として実施されてきました。

当初は活動の新鮮さもあり、関心が高かったのと、教育委員会や現場の教員からも力強い支援があったので多くの子もたちが活発に参加しました。だが、皮肉なことに川崎市のこども権利条例が施行された 2001（平成 13）年ころから次第に初期の熱気が冷め、参加者が少なくなりはじめました。会議で言うことだけでは成果が目に見えて出てこない。また、言うだけでは楽しくない。など、当初の期待に応えきれなかったこともあげられます。

これまでの経緯

1995、6 年では学校や子どもの会の推薦で 100 名規模の参加者がありました。年 1 回 2 時間程度の話し合いと意見発表のみでした。行儀のよい意見が多いのに「これ本音？」

翌年からはフィールドワーク（町探検）を先にやって、そのあと話し合い。そして寸劇、紙芝居等多様な形態で発表しました。

その後は希望参加のみで募集。毎月開催する通年活動としました。参加者の減少対策をかねて、2001（平成 13）年から八ヶ岳少年自然の家でサマーキャンプを実施。応募多数の時は子ども会議の通年活動参加者を優先して選考します。

通年活動として、世界の子もたちへの支援や市民館の中で子どもの居場所事業（お化け屋敷、パソコン教室、遊びのコーナー等）など多彩な活動を展開。2006（平成 18）年には「いじめ」の上映会に 1300 人の親子の参加がありました。

現在、最大の要望は「川崎区にも冒険遊び場を作って」です。2011（平成 23）年 10 月に市議会にて全会一致で趣旨採択されました。

2015（平成 27）年 2 月の川崎区内多摩川河川敷で起こった中学生殺傷事件に接した私たちですが、子どもたち、少年たちが生きやすい街にしていなくてとは、今強い思いを抱いているところです。



茅野市 僕らの未来プロジェクト

「愛してるぜ茅野ミーティングー子ども会議から実践団体へ」

朝倉 健太（茅野市教育委員会こども部こども課職員）

茅野市では子どもが生まれる前から18歳になるまでを一貫して子どもとその家族の子育て・子育てを応援するために策定されたこども・家庭応援計画「どんぐりプラン」に基づき、子どもたちの声を市政に活かす場として2008年度から「こども会議」を開催してきた。そして、回数を重ねていくにつれて、子どもの声を市に提言するだけではどうしてもその場限りになってしまい、その後の発展に繋がらないのではないかという思いが強まってきた。

年に一度のこども会議で市に提言を挙げるだけではなく、考えたことを実際に行動できる活動にしたいという思いから、中高生がまちづくりについて自らが考え、実際に行動をする『茅野市ぼくらの未来プロジェクト』（以下「未来プロジェクト」）が2013年度に発足した。



未来プロジェクトは「もっと住みやすく、住んでみたくなる」まちにするため、自分たちが日頃思ったり感じたりしていること、まちづくりの意見、アイデアなどを自由に話し合い、それを実現させていくような継続性のある中高生の組織であり、以下の基本理念①自分たちでできることは自分たちで即実行していく。②大人の力を借りなければいけないことは大人と協力して実行する。③どうしても行政の力を借りないとできないことは市へ提言する、に基づいて毎月活動をしている。

未来プロジェクトの発足から現在までの主な活動として、牛乳パックを貼りあわせたボールプールを乳幼児施設へ寄贈、自作した缶バッジの売上金を各種団体へ寄付、東北子どもまちづくりサミットへの参加、市民祭に中高生の踊り連を立ち上げて参加、子ども目線での市内の公園マップの作成、真冬の公園のイルミネーションとアイスキャンドル、外遊びの機会を作ろうとプレイパークを開催し、その設置についての提言を市に行うなどしてきた。目的はどれも自分たちが住むまちを元気にしていくことである。

また、メンバー自身が交流を深めながらこれらの活動を継続してきたことで、未来プロジェクトが企画運営することも会議についても相乗効果が生まれた。子ども同士が意見交換を行い市への提言を導くという当初のこども会議の形式から、中高生ならではの多彩な発想をふんだんに取り入れ、手始めに堅苦しいイメージを払しょくしたいとネーミングを「愛してるぜ茅野ミーティング」に改めた。参加者同士の意見交換の場を設けつつ毎年新たな取組に挑戦してきた。以下、年度ごとの愛してるぜ茅野ミーティングの特色を挙げてみる。

2014年度には、メンバー、市長、教育長を交えたフラッシュモブのダンスで開幕した。メンバー代表者と市長、教育長とのサイコロトークに挑戦し、中高生による吹奏楽、ダンス、演劇、書道の4団体のステージ発表を取り入れて意見交換との2部構成とした。

2015年度には、大人の参加が少ないという課題解決に向けて、どんぐりネットワーク茅野（子育てを応援する大人の組織）と共催して規模を拡大した。大人にも意見交換のファシリテーター役に協力してもらうことでテーブル数を増やした。半日だった開演時間を一日に拡大してステージ発表の団体数を増やした。軽食を販売して売上金を中高生の活動資金に充てた。

2016年度には、東北子どもまちづくりサミットで学んだ手法を取り入れて、意見交換のスタイルをワールドカフェ方式に切り替えた。

愛してるぜ茅野ミーティングのスタイルは上述のような成長を遂げてきたが、意見交換そのものも変化をしてきた。当初は市への意見提言をすることが目的であったが、今では未来プロジェクトの活動発展に向けたアイデアを参加者に挙げてもらうことにシフトしている。直近では未来プロジェクトの現在の主要テーマがプレイパークの普及なので、「プレイパークを地域に広めていくには？」を意見交換の主題に選んだ。

ミーティングの感想を取り上げてみる。「初めての参加だったけど、参加者を笑顔にして会場の雰囲気も楽しくできたので成功したと思う。来年は今年よりもっと楽しい感じにしたい。そして、もっとたくさんの意見を聞いて活動に反映させたい。」（メンバー中学3年女子）「中高生と大人が話し合える機会があることは大切だと思う。貴重なこの機会はずっとこれから先も続けて行くべきで楽しかった。」（参加者30代女性）

中高生によるまちづくりへの道筋は手探りで、効率や合理性の面では回り道も多い。慌てずに未来プロジェクトが少しずつ醸成していくのを楽しみにしたい。

「子ども会議で自分のまちを変えていく」

1 子ども条例制定までの子ども委員

豊田市では、2015（平成 17）年 2 月に策定した「とよた子どもスマイルプラン」の重点事業に「子ども条例の制定」を位置付け、同年 10 月に市民参加の検討組織を設置し、子ども条例の検討作業に着手しました。その中で、子どもの意見を条例に反映させることを目的に「子ども委員」を公募し、40 人の中高生が子ども条例検討ワークショップ、地域子ども会議、子ども市議会、条例案起草ワーキング等を通して条例づくりに参加しました。その後、子ども条例は 2007（平成 19）年 10 月に公布・施行されました。

2 子ども条例制定後の子ども会議と子ども委員

子ども条例第 20 条では、「市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。」と規定しています。また、規則で子ども会議の意見の取り扱いなどが定められています。

2008（平成 20）年度は、小学 4 年生から 18 歳未満までを対象に募集し、31 人が子ども委員となりました。子ども委員の活動は、①市が子どもの意見を聴く（子ども総合計画や教育行政計画の策定過程で意見聴取）②課題を発見し、子どもの目線による市への政策提言等を実現（「子どもにやさしいまちづくりシンポジウム」を開催し、検討してきた施策を発表し意見交換）③地域子ども集会（子ども総合計画策定の過程で、地区ふれあいまつり等で子どもの意見聴取）、となっています。これらは、少しずつ形を変え現在の活動に引き継がれています。

3 今年度の活動

今年度の子ども会議の活動を紹介します。5 月に市のホームページや小中学校等を通じて、子ども委員の募集を行いました。小学 5 年生から高校 3 年生まで 22 名の応募がありました。あわせて子ども委員の活動を支えるサポーターを募集し、大学生 7 名が参加することになりました。なお、委員の任期は、2014（平成 26）年度以降、2 年を 1 期としています。6 月に第 1 回会議を開催し、委員の委嘱、オリエンテーションを行い、その後は、毎月 1 回程度、日曜日の午後を主な活動日として、市中心部の青少年センターを拠点に活動しました。とよたエコポイント周知度アップ、子どもの安全、コミュニティ改革など、6 つのテーマに分かれて提案をまとめました。また、実際に現地に調査に出かけるなど、行動を伴った活動もしています。12 月には、子ども委員の提案に対して、広く意見を聞く「子どもシンポジウム」を開催し、市内の小中学生など約 250 人が参加し活発な意見交換が行われました。シンポジウムが終わってから参加者の意見を参考に提案を整理し、関係する市の部署に提案を持って

佐野 均（豊田市子ども部次世代育成課長）

行きました。また、1 月には中央図書館の展示コーナーを活用して提案内容やシンポジウムの様子を紹介しました。3 月には、市長に提案を説明する予定になっています。

4 今後に向けて

2017（平成 29）年度は、子ども会議を設置して 10 年目を迎えます。これまで参加した子ども委員は延べ 300 人、サポーターは延べ 77 人となっていますが、ここ数年は、参加する子ども委員が減少する傾向にあります。引き続き、子どもたちに参加を呼びかけ、子ども委員の活動を活発にしていくとともに、「自分たちには何ができるか？自分たちが率先して取り組むことはないか？」といった視点で、子ども委員の提案が実践につながる仕組みを考えていく必要もあると感じています。



子ども会議に参加して

僕は、今回初めて子ども会議に参加しました。参加しようと思ったきっかけは、学校内での生徒会活動です。自分の学校を変えていくということに興味をもって生徒会をやっていましたが、子ども会議では自分の町を変えていくと聞き、参加してみました。

実際に参加して、すごく良い機会だとまず思いました。同じくらいの年の人たちとテーマを出し、大人では分からない子どもの目線で気付いたことを話しあいます。テーマは豊田市の経済の問題や見た目などの問題だけでなく、各地域で不便なことや危ないと思うことなど子どもならではの視点が多く、その解決策も自分たちで考えます。その案を市内の小中学生に伝えて、意見交流するということもとても良いと思いました。

子ども会議に参加して、身近なところだけではなくもっと広い目で地域を見られるようになりました。子ども委員として活動して良かったと思いました。

子ども委員 Oさん（中学 2 年）

「市長への提言、新たな疑問も」

西澤 瑞恵（松本市こども部こども育成課育成担当）

1 まつもと子ども未来委員会とは

まつもと子ども未来委員会は、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもたちの意見表明・参加を促進することを目的とした委員会で、2016(平成28)年3月から2017(平成29)年2月までを第2期として、小学5年生から高校3年生の委員36名で活動しました。今回は、第2期のまつもと子ども未来委員会の活動をご紹介します。

2 活動について

(1) 学習会

前半は、市の施策やまちの課題について学習し、提言する取組みが主となりました。

提言するテーマについて、委員から、「安全な登下校のためにはどうしたらいいか話し合いたい」「松本を有名にしたい」「まちをきれいにすると、松本のPRや自然を守ることにつながる」といった意見があったことを踏まえ、「まちのくらしや安全について」「松本のPRについて」「まちをきれいにすることについて」の3つをテーマに決めました。それぞれのテーマについて、各1回ずつ学習会を行い、市役所の関係職員を講師として招き、学習・意見交換をとおして、提言作りを進めました。

(2) 市内見学会

座学だけでなく、自分たちが暮らすまちを実際に目で見ることで、まちへの理解・関心を深めました。環境保全に取り組んでいる山岳観光地、まちの歴史について学べる博物館、特産品を取り扱う道の駅などを見学しました。ガイドと一緒にゴミ拾いをしながら散策したり、学芸員の作ったクイズの答え探しに博物館内を歩き回ったり、特産品のジュースをごちそうになったりしながら、「普段行けないところに行けて楽しい」と、多様な体験をとおして学んでいました。

(3) 市長への提言

8月には、学習会や市内見学をとおして学んだことをもとに、市長や市の関係部課長に提言を行いました。「防災訓練の回数を増やしてほしい」「Wi-Fiをもっと増やして外国人も観光しやすいようにしてほしい」「町会に回覧してゴミの分別を徹底してほしい」などが提言されたほか、「未来委員会に協力できることがあったら、声をかけてください」という頼もしい意見が出されました。市長からは「自分たちの暮らすまちのことを自発的に考えてくれてうれしい」とコメントをもらい、委員は、「堂々と発表することができて良かった」と満足した様子が見られたほか、「提言して解決した疑問もあったけど、新しい疑問もできたから、そこを考えたい」と更に考えを深めていました。

(4) 後半の活動

提言の終了後は、委員にアンケートを行い、活動を検討しました。「市内見学をまたやりたい」「遺跡の発掘をしてみたい」「観光客のことをもっと知りたい」といった意見を参考に、市内見学をやったり、発掘調査体験をしたり、松本のPRについてもう一度学習したりしました。

特に、発掘調査体験では、実際の発掘現場で体験をさせてもらいましたが、最初は「もう疲れた」と言っていた委員も、柱の跡などが見つかる歓声を上げ、最後には「もう少しやりたい」と、なかなか手を止めませんでした。



3 先進都市との子ども交流事業について

未来委員会では、先進都市との子ども交流事業を進めています。

8月に札幌市で行われた、札幌市・奈井江町との交流事業、10月に宝塚市で開催された全国自治体シンポジウム、1月に松本市で行われた宗像市・福津市との交流事業に、それぞれ希望者が参加しました。参加者からは、「初めて会った人とその日に友だちになれて幸せ」「交流事業で初めて知ったこと、体験したことをこれからも松本のまちづくりに活かしていきたい」などの感想が聞かれました。また、普段の委員会活動ではなかなか話ができない子どもも、交流事業で宿泊体験や他の活動をとおして友だちとわいわい話をしたり、ちょっと大人を構ってきたりといった変化が見られ、交流事業で出会った人や経験に刺激を受けていました。

4 全体をとおして

子どもは無限の可能性を秘めている、と言いますが、未来委員会の子どもたちを見ているとまさにそのことを痛感します。様々な経験をとおして学び、遊び、成長していく姿が印象的で、このなかの誰かひとりでも、将来の松本を担うリーダーとなってくれることを期待せずにはいられません。

また、最近では、「未来委員会にアンケートを行いたい」という庁内関係課も増えてきており、委員も「未来委員会にできることがあったら、声をかけてください」と言ってくれたとおり、喜んで協力してくれています。委員会の活動をとおして、市の取り組みや地域のなかの行事などに、子どもの意見が取り入れられ、すべての子どもにやさしいまちづくりが更に進むことを期待します。

普通教育機会確保法の成立

中村 国生（NPO 法人東京シュール/

多様な学び保障法を実現する会 事務局長）

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が、2016 年 12 月 7 日成立、同 12 月 14 日公布、2017 年 2 月 14 日施行（夜間中学に係る第 4 章は公布同日施行）した。フリースクールや家庭で過ごす不登校の子どもや外国にルーツを持つ子どもも多く学ぶ夜間中学など、普通教育を受ける機会を確保するという視点、すなわち学習権保障という視点で支援がはじまる。

法律は、子どもの権利条約の趣旨にのっとり施策を推進し財政措置をすることを国及び地方公共団体の責務として明らかにし、文科大臣が基本指針を策定することなどを定めた。2 月から検討会議がはじまっており、4 月の新学期には基本指針が示されることが期待される。なぜなら、子どもの自殺が学校の長期休み明けに多いからだ。進学、新学年、新学期へと向かうなか、憂鬱で苦しい思いを抱く子どもたちに、また周囲で支えている学校の先生や保護者に、ぜひこの法律を知ってもらいたいと強く思う。

＜どのような法律か＞

東京シュールをはじめフリースクール全国ネットワークと、多様な学び保障法を実現する会が中心となって市民サイドから提案し、フリースクール議連による議員立法として成立した。この法律の立法趣旨であり肝でもあるのは第 13 条である。

第 13 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童 生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第 16 条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

文科省調査では 2015 年度の不登校の小中学生は 12 万 6000 人。中学校では 35 人に 1 人、年間 90 日以上休んでいる子どもは 6 割に近く、ほとんど学校へ行っていない子どもが 1~2 割いる。2000 年以降 11~12 万人の高止まりを示してきたが、この 3 年は連続増加、出現率過去最多となった。一定数が学校以外にいて成長している実態を前に、これまで「学校復帰」や「不登校減らし」の対策が原則とされてきた。対策される子どもや親も苦しいが、教員

や学校・教育委員会もその術しか与えられてこなかった。

この現状のなか、「学校以外の重要性」と「休養の必要性」が法律によって明記されたことは、今後の子どもの学び・育ちの環境と支援のあり方を大きく変える一歩である。支援には子どもの意思を十分尊重すること、公民の密接な連携によることなどが盛り込まれており、「学校絶対」といういわば学校原理主義の囚われから解放され、子どもの最善の利益を軸に N P O・市民と学校・教育行政が地域で連携していく契機にし得る。かすかに開かれた扉を大きく広げていきたい。

＜どう活用していくか＞

当初の法案は「多様な教育機会確保法案」といい、「個別学習計画」によってフリースクールや自宅学習を義務教育に位置づけようとするもので、戦中の国民学校令で学校だけに限定された就学義務の転換となると期待された。しかし、国会では「学校に行かないことを助長する」、「学校以外や民間を安易に認めるべきではない」、「学校を良くし充実させる方が先」といった声が、自民、民進の一部、共産、社民、自由の与野党に根強く、個別学習計画によって子どもが多様に“選べる”制度にならなかった。また、市民側の一部も、文科・教委・学校への批判・不信が根深く、教職員の意識変革、学校変革が先といった主張や、支援は管理・介入になるといった不安による反対があり、まとまった市民運動にはならなかった。政治も市民も、学校の枠を超えての選択や自己決定を容認するまでの多様性は浸透しきれていなかった。

しかし、扉をちよつと開くことはできた。「休むことも法律が認めていますよ」、「フリースクールや家庭も認めていますよ」、「教育委員会や学校は情報提供をすることになりますよ」、「私たちといっしょに考えてくれませんか」と言うことができる。私たちフリースクールや不登校の団体が教育行政に働きかけ、提案し、協働していくことが、よりよく変えていく方法だし、不信感を解く唯一の道だと思っている。また、学びや教育といったものを、親や市民・N P O が担っていいんだ、私たちでつくっていいんだ、そういう選択もありなんだ、という意識と実践／實際を積み上げていくことが大事だ。子どもの権利でつながっているネットワークや N P O のこれまでの取組は、公民連携、地域での実践や蓄積においては先達である。

附則には 3 年以内の検討が定められている。多様な学びがさらに受け入れられていくよう進んでいきたい。

いじめ防止対策法の施行 3 年後の見直しと いじめ防止等対策の課題

野村 武司（日弁連子どもの権利委員会幹事）

1. 施行 3 年をむかえたいじめ防止対策推進法

2011 年に大津市で起こったいじめ自殺事件をきっかけとして、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」といいます。）が、2013 年に制定されました。この法律は附則で、法律の施行 3 年後を目途に、法律の施行状況等をみて、いじめの防止等のための対策について、必要な措置講じるとしています。これに向けて、文部科学省に置かれた「いじめ防止対策協議会」を中心に昨年 6 月より議論が重ねられました。その結果、法律改正の話にまでなりませんでした。しかし、「いじめ防止等のための基本的な方針」および「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」の改訂と、新たに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の案が提案され、パブリックコメントを経て、3 月にこれらが決定されました。

2. いじめ防止対策協議会で議論になったこと

いじめ防止対策協議会（以下「協議会」といいます。）で、最初に議論になったことのひとつとして、いじめの定義の問題があります。いじめの定義は、1986 年に起こったいじめによる中学生自殺事件をきっかけとして、文部科学省がいじめを定義して示した上で、いじめの実態を調査したことに始まります。これに基づく調査は、毎年、統計的に公表されていますが、同時にこの定義は、現場で、いじめを捉える指標になっています。そして、定義は、繰り返されるいじめ自殺事件を前に、数次にわたって、いじめの範囲を広げる形で改訂されてきました。1995 年定義では、学校が把握したかどうかは問題にならないとし、いじめられている子どもの立場に立つことを示しました。2006 年定義では、強い者から弱い者へとの考えを改め、心理的苦痛の程度への考慮も改めました。そして、推進法では、攻撃的であるかどうかは問わないとし、いわば、子どもの人間関係によって生じる「要対応事項」といっていいくらい、その範囲を広げることになりました。こうした定義の広がり、これまで、「それはいじめではない」として我慢を余儀なくされていた子どもの救いになる一方で、本当に善意でやったことや、仕方のないふるまいも「いじめ」とされてしまうという戸惑いも生じています。今回、いろいろな議論はなされたようですが、定義を変えることにはなりません。今後も、引き続き議論がなされていくものと思われます。定義を広げてきた理由と成果を踏まえつつ、場合によっては抜本的な法律の見直しも必要とされる分野です。

いじめの組織的対応についても問題になりました。これは、2015 年に起きた岩手県での中学生のいじめを原因とする自殺事件をきっかけに特に議論されることとなりました。とりわけ、情報共有に関して、昨年の 10 月段階では、「情報共有は法律に基づく義務であり、公立学校の教職員の場合、当該対応を怠ることは地方公務員法上の懲戒処分となり得る」との提案が大きく報じられましたが、多くの批判的意見があり、採用されませんでした。

処罰はともかくとして、教員が生徒の苦しんでいる兆候を抱え込まず組織的に対応することは大切なことですが、そのためには、情報を共有してよかった、うまくいったと思えるような有意義な組織を作ることが大事だと思います。現在の学校の状況を、知る範囲で見る限り、学校のいじめ防止等基本方針が不十分であったり、いじめ防止対策組織も有名無実であったりするところが散見されます。今回この分野の基本方針への加筆が多く見られますが、こうした組織を生きたものにすることが急務であると思われます。なお、無規律な情報の共有は、子どもの思い、人格を傷つけることにもなりますから、個人情報保護のルールを踏まえて、周到なしくみを作る必要があります。

協議会で議論になったことをもう一つ挙げるとすると、重大事態の調査について挙げておく必要があるでしょう。協議会では、あらたに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を取りまとめています。推進法ができて、いじめの重大事態に対して、第三者調査委員会が設置され、これまでではできなかったような調査が行われ、成果を上げてきています。一方で、これまで経験が積まれてこなかった分野でもあり、多くの混乱や新たに発見された課題もみえてきました。今回、そうしたことを踏まえてガイドラインを策定したことには、さらに検討するところがありますが、意義があります。

3. いじめへ防止等対策の課題

いじめは、例えば、相手に対する言動において、やっている方は、「たいしたことない」、「ふざけているだけ」、「相手も悪い」等と思っているのに対して、受けた方が深く傷ついているというのが特徴です。そんなときに、単に、説教をして、謝らせて、仲良くすることを促しても解決しないものです。また、受けた子どもは、受けたいじめについて、黙っていたり我慢したりすることも多く見られます。おとな同士の争いになって子どもが傷つくこともあります。まずは、子どもの傷つきに気づき、耳を傾けること、そして、行った子どもに対しては、何気なく行ったことでも相手が傷つくことがあることに気づけるような働きかけが大切になってきます。日常的に起こる子ども間の問題を、丁寧に、組織的に取り組むことがとても大事です。3 年たつてようやく課題が明らかになってきていることが多く、これを機に引き続き見直しをすることが大切です。



アジア 7 か国で「子どもにやさしいまち」を議論

—インドネシアで第 4 回アジア子どもの権利フォーラム開催—

高石 啓人（早稲田大学大学院）

2016 年 11 月 23 日から 25 日まで、日本（子どもの権利条約総合研究所）および韓国の呼びかけで、インドネシアを会場に「第 4 回アジア子どもの権利フォーラム」が行われました。第 1 回は 2009 年（韓国）、第 2 回 2011 年（日本）、第 3 回 2014 年（モンゴル）について第 4 回を数えます。私自身、初めてのアジアフォーラムであり、前回大会等の比較はできませんが、全体的な感想を述べたいと思います。

私はお手伝いとして参加した一面もありましたので、大会前から様々な方が様々な形で関わっていることに驚きました。特に日本では東洋大学の内田塔子先生を始め、多くの方々のご活躍されておりました。先生方のご活躍ぶりを見つつ、東南アジアというお国柄もあってからか、日本とはかなり事情が違うのだろうと予想しておりました。

<7 か国参加で、熱気にあふれた議論>

その予想は、当たっている一面もあり、当たっていない一面もありました。当たっている一面としては、様々な国々の様々な立場の方々が出席されていました。私の気づいた範囲で、ホスト国のインドネシアを始め、日本、韓国、ネパール、インド、モンゴル、フィリピンなど 7 か国から参加がありました。肩書としては、国家公務員、地方公務員、大学関係者等の研究者、UNICEF、NGO や一般市民などが参加していました。大会の全体テーマは、「子どもにやさしいまちづくりと子どもの最善の利益の実現」とされ、扱う具体的なテーマも豊富で、「子どもにやさしいまちづくり」や、「子どもに対する暴力の防止」、「子どもの権利の促進や保護を目指したモニタリング」等でした。

想定外の一面としては、インドネシアの歓迎ぶりでした。会場は「サファリーパーク」内のある 1000 人規模の会場で、何度も政府主催の国際会議をやっている場であり、フォーラムにも関わらず、子どもによる伝統舞踊の披露などインドネシアや島独自の文化を楽しむ機会が盛んにありました。また全体的に参加して思ったことは非常に熱気に溢れていたことでした。インドネシアの方々の出席はもちろん、近隣の NGO などからも参加しており、質疑応答の時間は活発に質問がなされていました。

国によって子どもの権利に関するシステム等は違いますが、発表されている方々の熱意というのは非常に伝わってきました。大会に参加したことによって、知識や貴重な経験をしたことは事実ですが、そうした方々の熱気に充てられ、なぜか自分のやる気も触発されました。日本に帰ってから、自分も頑張ろうという想いが生まれたことは思わぬ副産物でした。

<パトカー先導の施設視察>

また閉会の翌日に開催国インドネシアでの子ども施設視察もあった

ことから、インドネシアの子どもに関する事情も少しは見えました。視察では、保健センターや小学校、コミュニティセンターなどを見学しました。パトカーが先導する待遇には驚きましたが、どの見学先からも、子どもたちの熱烈な歓迎を受け、担当者からシステムに関する説明を受けました。保健センターは地域に密着した活動を行っているのが垣間見え、小学校では様々なプログラムや物理環境の良さが目につきました。コミュニティセンターでは、虐待防止の活動に関する認証の説明を受けました。全体的な傾向としては、日本よりもシステム化が進んでいる印象を受けました。

<子ども参加で垣間見えた問題>

しかし、システム化が進んでいると考えられた一方で、子どもの権利の捉え方を考えさせられる部分がありました。例えば休日にも関わらず、子どもの多くが学校に出席（「駆り出されている」感じ）していたり、暑い中我々を待っていていたりしました。また、インドネシアの歓迎として子どもたちの伝統舞踊の披露などは多くありましたが、基本的に我々参加者は見学するのみで、参加者が子どもと接する機会、声を聴く機会等はあまりありませんでした。子どもの参加という点で考えた場合には、本フォーラムはどのように映るのかということは考えさせられました。

今後もアジアフォーラムは継続していくと思われますが、今後は自治体の施策で実行されている「子ども会議」のような形でフォーラムの運営をしていくのも面白いのではないかと考えました。子どもの権利を大人がいくら保護しようとしても、子ども自身が権利についてどう考えているかが一番重要であり、わからない部分でもあります。そうした背景からも、子どもの参加や意見表明を大切にするためにも、子どもとの交流は欠かせないと思いました。

最後になりましたが、貴重な機会を与えてくださった先生方、本フォーラムの設定をしてくださった方々、大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。



子どもの権利が守られるまちづくりをめざして

子どもNPOセンター福岡のとりくみ

三宅 玲子（NPO法人子どもNPOセンター福岡副代表）

<はじめに>

子どもNPOセンター福岡は今年設立14目を迎えます。福岡市とその近郊で子どもの諸課題に取りくむ団体や個人に呼びかけ開催した「子どもが育つ地域づくりフォーラム」の実行委員を中心に設立されました。設立メンバーは子どもに関わる様々な分野で活動していた人が多かったのですが、1団体や個人では解決できないジレンマを抱えていました。そんな中で、ネットワークと共同でつくる新しい組織は、これまでのような「ピラミット型」ではなく、課題に向き合い柔軟に動いていく「アメーバー型」をイメージし、必要に応じて繋がり合う「クモの巣ネット」をつくることをめざしました。

<子どもにやさしいまちとの出会い>

子ども分野の中間支援組織として子どもの権利条約の精神を根っこにすえ「子どものいのちと心が尊重され、豊かな発達を保障する社会の実現」をミッションとして活動していますが、その中心となっているのが「子どもにやさしいまちづくり」ネットワーク推進事業です。

事務局を担う私たちが、ユニセフの提唱する「子どもにやさしいまち」を初めて知ったのは2007年のことでした。「子どもの権利条約の自治体レベルでの実現」という取り組みが世界で展開されていること、特に「子どもにやさしいまち」に必要とされる「子ども参加」や「定期的な自治体子ども白書」をはじめとした9つの要素は、子どもが育つ地域づくりへの道筋をくっきりと明確にイメージさせてくれました。

そのはじめの一步が、市民の側の目線で、子どもの現状と課題を整理し、活動の情報を発信する「ふくおか子ども白書」の発行（1号：2011、2号：2014 3号：2018 準備中）へとつながっていきました。



<分野・立場をこえてつながる>

毎月定例で開かれるネットワーク会議には、分野をこえて、毎回25～30名近い参加があります。子どもの権利に関する国内外の最新情報の発信と、その時々ホットな動きを共有するための「ミニ講座」、それぞれが持ち寄った活動のお知らせも含めた学習・交流の場ですが、夜の2時間はあっという間に過ぎていきます。子どもの現状についての問題意識が活発に出し合われ、子ども観を共有していく場にもなっています。さらに合意形成の場として、毎年12月には市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」を開催しています。ゆるやかなネットワークですが現在27団体70個人が参加しています。

分野をこえた集まりでは、時として考え方や立場の違いから意思疎通が難しい場面に出合うこともありますが、子どもの権利の視点に立って相手の言葉に耳をかたむけ、いっしょにやれることを丁寧に探さだしていくことも私たちがここで学んだことです。子どもNPOセンターには、自治体や各種団体、大学の研究者など多様な方々の訪問も多いのですが、他では見られない福岡のネットワークの特徴ですねとよく言われます。



<クモの巣ネットから生み出されたもの>

13年間の活動を通して多分野のネットワークがひろがり、さらにその中から新しい課題に取り組むネットワークや団体が生まれてきました。私たちはこれまで、主として子どもの健全育成分野に視点を置いて活

動してきましたが、子どもの権利条約を深めていくなかで、これまで福祉関係者や専門家に頼っていた社会的養護の分野にも目をむけていくようになりました。その動きのなかで「子どもの村福岡」「青少年の自立を支える福岡の会」「そだちの樹」「子どもの権利研究会」「不登校よりそいネット」など新しいNPOが次々に誕生しました。行政との協働により新しい分野を切り開いた動きは、子どもの現状と課題を社会にアピールすることにもつながっていました。

<これから>

一見、個別にあるように見える子どもの諸課題も、互に関連し合っているため、参加する方々の連携はさらに重要になってきます。幸いにも、みなさんがネットワーク会議の存在を大切な場ととらえ共に育んでいきたいと感じておられるのはうれしいことです。子ども分野の中間支援組織として「子どもにやさしいまち」の実現に向けて皆さんと共に歩んでいきたいと思っています。

基礎講座ノート

第1回基礎講座からー 子どもの権利条約を学び生かす

荒木 悦子（ネットワーク会員・基礎講座担当）

子どもの権利条約ネットワークが主催する2016年度第1回基礎講座は10月1日に早稲田大学で開催されました。参加者は18名（内子ども1名）でした。

この講座は、基礎から条約を学ぶ機会があるようでないという状況を鑑み、2006年から毎年欠かさず開催しています。毎年初めて条約に触れる人々がいるにもかかわらず、それらの方たちが条約を知りたいという要望に答える場が少ないのです。学ぶ場がなければ条約は普及しません。条約を私たちの社会に定着させたいという思いから始まった講座は今年で10年目を迎えます。

講座は人数を限定し、参加者の質問に答える形式で進められます。初めに自己紹介をしていただき、参加者同士の理解も深めたうえで、荒牧重人氏が条約のバックボーンや基本的な内容を講義しつつ、参加者の質問にも答えるというユニークな形式で進行します。

今回の参加者には保育関係の方が多くいらしたので、子どもの権利の視点からの保育の在り方や、保育者を取り巻く環境についてなどが主に話されましたが、条例作りにかかわってきた市議の方や、個人的な問題を抱える方も有り、多岐にわたるテーマでの講義となりました。毎回感じることもありますが、どうしても時間が足りなくて、参加者同士の意見交換が十分できません。その点に配慮して講座の形を組み立てることが今後の課題です。

以下は当日の参加者のコメントです。

「今日はありがとうございました。荒牧先生の熱い思いが伝わってきました。子どもの権利条約についても、前段の部分についても大変参考になりました。児童福祉法の改正について、具体的な改正点とその意義について教えていただきありがとうございました。仕事柄保育士の方との接点が多いので研修やカンファレンスの機会に話会っていきたくて思いました。60代女性」
「参加者の関心に応じた話題提供で良かった。20代男性」
「盛りだくさんの内容で、たっぷり色々な事を教えていただきました。集まった方々が色々な活動をしていらっしゃるの、もっというくらい聞きたかった。60代女性」
「子どもの権利条約に関する学習会は、あるようであまり機会がないので、今後も開催いただけると嬉しいです。20代男性」



2016年12月11日、子どもの権利条約フォーラム I N関西「閉会式」で、フォーラムの“バトン”が、大阪の子どもたちから長野の子どもたちに受け継がれました。子どもの権利条約フォーラム I N信州は、2017年12月2日～3日、長野県茅野市を会場に開催されます。このコーナーでは、関西フォーラムに参加した子どもたちの声を紹介していきます。

「中学生の分際で恐縮ですが」という言葉が胸に深く刺さる

迫力のある演奏で始まったオープニングはとても心に残っています。子ども実行委員長のひまりさんの開催の言葉には泣きそうになりました。

きっとこの開催に至るまでに彼女を含め実行委員の皆さんはいろんな苦労とともに子どもの権利のことを考え、自分たち子どもの意見を発信していったのだなと感じました。全員で踊った恋ダンスは本当に楽しかったし、会場の一体感がたまらなかったです。

もう一つ心に残っていることがあります。リレートーク中のことです。登壇していた方が発言するときに「中学生の分際で恐縮ですが」と言っていました。私はこの言葉にとっても悲しくなりました。

彼女が低姿勢である姿は謙虚で素晴らしいと思いますが、中学生の分際という言葉が胸に深く刺さりました。彼女は「中学生だから」といって抑制されるそんな状況があったのでしょうか。そうでなければ中学生の分際という言葉は出ないと思います。

子どもの権利を考え、発信していくフォーラムでこの言葉を聞いたことは逆に良かったのかもしれませんが。きっと彼女はフォーラムで中学生でも言っていること、やっていたことがあることを認識したでしょう。

そして私は、今の世の中でも彼女のように中学生だから、子どもだから、と言って抑制されている子どもたちがいるということを再認識しました。

私は来年長野県で子どもの権利条約フォーラムを開催する側に立ちます。今年のフォーラムで心に残ったことは上の2つだけではありません。それらを大切に、学ん

だことを生かして来年のフォーラムを盛り上げたいです。素晴らしいフォーラムをありがとうございました。

春山瑞季（17歳・長野）

悩みを抱えている同世代の人たちに会えて

今回のフォーラムは、とても貴重な経験で楽しく参加する事ができました。初めてリレートークをさせて頂いて舞台上に上がる前は緊張と不安が募ってばかりでした。壇上に上がった瞬間、緊張感がなくなり落ち着いて発表する事ができました。途中でPCの操作で手間どってしまったのですが、最後まで発表する事が出来たので良かったと思います。

その日の夜に行われた交流会では、フォーラムに参加されていた方々と知り合い、繋がりを作れたので機会があったら一緒に活動してみたいと思いました。

分科会では、同じティーンズカフェのメンバーと一緒にいじめのグループで話し合いを進行しました。大人・子ども関係なく事例について考えました。自分が思っていた答えがたくさん出せたので、今後、自分の周りで起きたら参考にして行動に移せるようにしたいと思いました。学校でイジメに合っても、児童館や別の場所で楽しく過ごせたり、気分転換になるという事を共有しました。

私を含めて悩みを抱えている同世代の人がたくさんいるという事に気づき、私だけだとは思わなくなりました。私より小さい子や年下の後輩がいじめや虐待などで苦しんでいたら行動に移して助けたいと思いました。

めぐ（18歳・愛知）

朝鮮学校について真剣に考える

子どもの権利条約フォーラムに参加するのが今回で初めてだったのですが、たくさんの事を経験する事ができました。先輩に誘っていただいてフォーラムへの参加を決めましたが、子どもの権利条約ってなんだろう？何も知らない私が参加してもいいのだろうか、と不安に思う気持ちがありました。

フォーラムに参加していく中で、10日のオープニングから11日のエンディングまで多くの刺激を受けました。私よりも年齢の低い子が、大勢の大人や、大学生、高校生の前で堂々と自分の意見を訴えていること。たくさんの自分の知らない団体が国内や海外で活動を行っていること。自分の身近にもある子どもの権利について考えることがこの2日間でも増えたと思います。

また、2日目の分科会では、私は朝鮮学校の日本でのひどい扱われ方についての講演を聞かせていただきました。私達が普通だと感じている日常生活は在日朝鮮、韓国人の方々とは何が違うのか。どうして同じ高校生なのに差別が生まれてしまうのか、日本にある朝鮮学校について真剣に考えることが出来ました。

今までみなさんが伝え続けてくれたことや私達が伝えたいことを、次の長野で行われるフォーラムから全国へ発信することができたらと思います。

拙い文章で申し訳ないです。本当に2日間お疲れ様でした。次のフォーラムでもよろしくお願いします。

内藤あゆみ（16歳・長野）

編集後記

春は出会いと別れの季節ですね。それぞれが巣立ちと新たな門出を迎え、輝かしい未来への扉が開かれる季節です。そんな季節にお花一層の彩を添えてくれるのが、桜の花ではないでしょうか。

本誌が皆様のお手元に届く頃には桜前線が日本列島を駆け抜けていることでしょう。

今号では、積極的、かつ主体的な子ども参加を軸に据えた、「子どもにやさしいまちづくり」を実践されている自治体の紹介をはじめ、子ども法をめぐる動きをご紹介しました。

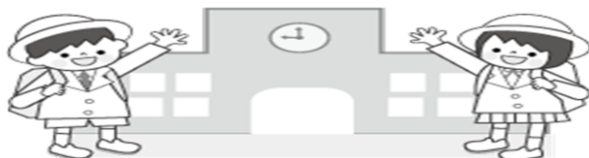
「子どもにやさしいまち・・・」理想的な美しい響きです。この言葉をスローガンに掲げ、子ども支援を具現化していくと精力的に活動されている自治体・団体は増えてきています。

「子どもにやさしいまち・・・」という言葉から皆様が想起する「まち」とはどのような「まち」でしょう。

私自身、「支援」という言葉はあまり好きではありません。「タテ社会」日本を象徴する言葉のように思えるからです。18歳選挙権による子どもの社会参加が注目される中、真に子どもが社会参画できる環境調整を我々おとながどこまでバックアップして行けるのか、その為に必要な法整備、条約基本理念のもと、各々が与えられた役割を全うする、それこそが「子どもにやさしいまち」を創り上げていく原動力（→協働）になると信じてやみません。それは大阪フォーラムに参加した子どもたちの声からも明白であると思います。

この歳になると子ども時代に感じていたことを思い起こすのも困難を極めてしまいますが、今を懸命に生きる子どもたち、支援団体との出会いに子どもの権利保障の「春」を感じる今日この頃です。

(S・U)



「子どもの権利条約」No.127号 2017年3月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 0750150

コードモネリジョウヤクネットワーク

★印刷 (株)第一プリント